

議案第13号

財産を無償で貸し付けること(県職員片原宿舎)について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
建 物	鳥取市片原五丁目177番地	1戸 (81.60平方メートル)

2 相手方

鳥取市東町一丁目271番地

日本赤十字社鳥取県支部

3 貸付期間

平成18年7月16日から平成23年7月15日まで

4 理 由

日本赤十字社鳥取県支部は、災害対策基本法及び国民保護法上の指定公共機関として指定されており、災害発生時及び有事の際における被災県民の救護・救援用に必要な資機材及び物品の備蓄が義務づけられている。また、その活動は県と連携した災害救護活動及び人道的な救護業務であることから、活用できる財産を備蓄倉庫として無償で貸し付けようとするものである。